平成２２年（再イ）第４６号

新潟県長岡市喜多町205番地６

再生債務者　清野　一也

1　決議に付する再生計画案　平成23年１月28日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年２月14日

3　再生計画案に対する回答期間　平成23年２月23日まで

平成23年２月２日

新潟地方裁判所長岡支部再生係

小規模個人再生による再生計画不認可

平成２２年（再イ）第７４８号

神奈川県相模原市中央区陽光台３―20―12

再生債務者　仲丸　和之

1　主文　本件再生計画を認可しない。

2　理由の要旨　平成22年11月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法231条２項１号に定める事由がある。

平成23年１月28日

東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２２年（再ロ）第１０１６５号

東京都杉並区阿佐谷北４―29―12―104

再生債務者　青島　　浩

1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年２月25日まで

4　一般異議申述期間　平成23年３月11日から平成23年４月１日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第１０００５号

東京都足立区足立１―28―８

再生債務者　齋藤　博史

1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年２月25日まで

4　一般異議申述期間　平成23年３月11日から平成23年４月１日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１１６号

大阪市港区築港３丁目３番１―923号

再生債務者　馬場　政昭

1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年２月28日まで

4　一般異議申述期間　平成23年３月３日から平成23年３月17日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第１号

香川県観音寺市木之郷町488番地30

再生債務者　佐藤伊都子

1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年２月28日まで

4　一般異議申述期間　平成23年３月14日から平成23年３月28日まで

高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（再ロ）第１号

沖縄県島尻郡南風原町字大名267番地

再生債務者　金城みさき

1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年２月28日まで

4　一般異議申述期間　平成23年３月14日から平成23年３月22日まで

那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（再ロ）第６号

新潟市東区逢谷内４丁目２番５号８

再生債務者　萱間　晋吾

1　決定年月日時　平成23年２月１日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年３月１日まで

4　一般異議申述期間　平成23年３月15日から平成23年４月５日まで

新潟地方裁判所民事部

平成２２年（再ロ）第１号

長野県塩尻市大字桟敷462番地１

再生債務者　中島　昭一

1　決定年月日時　平成23年２月１日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年３月１日まで

4　一般異議申述期間　平成23年３月15日から平成23年３月22日まで

長野地方裁判所松本支部

平成２３年（再ロ）第１号

和歌山県田辺市明洋３丁目10番６号

再生債務者　柿本　正代

1　決定年月日時　平成23年２月１日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年３月１日まで

4　一般異議申述期間　平成23年３月15日から平成23年３月29日まで

和歌山地方裁判所田辺支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第１００１３号

長崎県長崎市千歳町５番15―904号

再生債務者　藤嶌美知子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年１月20日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年２月16日まで

平成23年１月31日

長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２２年（再ロ）第８号

金沢市金石西４丁目19番30号

再生債務者　中村　尚一

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年１月27日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年２月28日まで

平成23年２月１日　　金沢地方裁判所

平成２２年（再ロ）第９９号

大阪市平野区喜連１丁目３番10号

再生債務者　松嶋　新一

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年１月25日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年２月28日まで

平成23年１月31日

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１０１２３号

東京都八王子市千人町２―13―17―101

再生債務者　富永　和忠

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年１月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年１月28日

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第２６号

横浜市中区本牧間門41番25号

再生債務者　中村　　実

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年１月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年２月１日

横浜地方裁判所第３民事部

解散及び清算

合併

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し効力発生日は平成二十三年四月一日であり、両社はこの合併に関し平成二十三年二月八日にそれぞれ会社法第三一九条第一項による承認決議を得ております。なお、両社は、共通の完全親会社を得ての有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加は生じません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年四月一日

掲載頁　一六二頁（号外第七十一号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年四月一日

掲載頁　一六〇頁（号外第七十一号）

平成二十三年二月九日

東京都中央区八丁堀三丁目一番九号

（甲）アサヒフードクリエイト株式会社

代表取締役　須藤　明弘

札幌市白石区南郷通四丁目南一番一号

（乙）アサヒビール園株式会社

代表取締役　武田　充広